

「職員の給与等に関する報告及び勧告」に当たって

委員長談話(平成 29 年 9 月 13 日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本市職員と市内民間事業所の従業員の月例給を 4 月時点で比較したところ、本市職員の給与が民間給与をわずかに下回っておりましたが、その較差が極めて小さいことから、月例給については改定を求めないこととしました。

特別給（ボーナス）については、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、市内民間事業所における支給月数を下回っていたため、民間の支給状況との均衡の観点から、0.1 月分引き上げ、年間 4.40 月分とするよう勧告を行いました。

- 2 給与に関するその他の課題としては、高齢層職員の昇給・昇格制度について、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定める必要があり、他の政令指定都市の実施状況を踏まえ、検討を行う必要があること、配偶者に係る扶養手当を含む本市の扶養手当制度の在り方について、他の政令指定都市の実施状況や市内民間事業所の状況も勘案し、検討していくことを報告しております。

- 3 人事管理に関する課題としては、複雑多様化する行政課題に的確に対応することのできる、効率的で活力ある組織体制を維持していくために、有為な職員を確保・育成するとともに、長時間労働の是正をはじめとする働き方改革を推進し、勤務環境を整備する必要があることを報告しております。また、仕事と家庭生活等との両立支援やメンタルヘルス、ハラスメント対策等の課題について報告しております。

- 4 人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な給与等の勤務条件を確保しようとするものです。

市民の皆様におかれましては、本委員会が行う報告・勧告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜るようお願いいたします。